

○ 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（職業訓練に関する特例）</p> <p>第七十条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。</p> <p>（作成及び届出の義務）</p> <p>第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項</p> <p>八 十 （略）</p> <p>② （略）</p>	<p>（職業訓練に関する特例）</p> <p>第七十条 職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。</p> <p>（作成及び届出の義務）</p> <p>第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七 九 （略）</p> <p>② （略）</p>